

令和8年度「愛顔感動ものがたり魅力発信強化事業」広告募集要項

1. 趣 旨

この要項は、愛媛県広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、愛媛県が実施する令和8年度「愛顔感動ものがたり魅力発信強化事業」に係る印刷物等に、有料広告の広告主を募集するために必要な事項を定めるものとする。

2. 広告を表示する媒体

(1) 表彰式イベントプログラム

- ・規 格 A3判両面折カラー
- ・部 数 2,500部（イベント来場者全員に配布）
- ・表彰式 令和9年2月予定

(2) 受賞作品集

- ・規 格 A4判両面カラー
- ・部 数 4,500部（イベント来場者全員に配布、県内外へ配布）

(3) オリジナル動画作品

- ・内 容 エピソード部門「一般の部」「高校生以下の部」の各知事賞2作品について制作する、水樹奈々さん朗読によるオリジナル動画作品
- ・掲載場所 動画共有ポータルサイト（Youtube）、県ホームページ

(4) その他媒体

- ・愛顔感動ものがたり公式ホームページ
- ・表彰式イベントチラシ
- ・表彰式イベント会場内企業ブース設置 など

3. 募集広告等の内容及び掲載料等

(1) 50万円

広告の種類	広告の位置等	広告枠・尺
①表彰式イベントプログラム	広告掲載用ページ	左右190mm×天地280mm
②受賞作品集	広告掲載用ページ	左右190mm×天地280mm
③オリジナル動画作品	オリジナル動画作品エンドロール	5秒程度

(2) 20万円

広告の種類	広告の位置等	広告枠・尺
①表彰式イベントプログラム	広告掲載用ページ	左右190mm×天地70mm
②受賞作品集	広告掲載用ページ	左右190mm×天地70mm

(3) 共通掲載

- ・愛顔感動ものがたり公式ホームページ
- ・表彰式イベントチラシ
- ・表彰式イベント会場内企業ブース設置 など

(4) その他

- ・ 広告の掲載に当たっては、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、令和8年度「愛顔感動ものがたり魅力発信強化事業」広告掲載要領（以下「掲載要領」という。）及び令和8年度「愛顔感動ものがたり魅力発信強化事業」広告掲載仕様書に従うものとする。
- ・ 掲載しようとする広告は、その内容等について表示前に県の審査を受けなければならない。また、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従うものとする。

4. 広告主募集手続き等

(1) 募集要項等の配付期間及び配付場所

配付期間：令和8年6月8日(月)から令和8年9月25日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

配付場所：松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第二別館7階 文化振興課
なお、募集要項等は県ホームページからも入手可能。

アドレス：<https://www.pref.ehime.jp/page/80068.html>

配付資料：愛媛県広告事業実施要綱

愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱

令和8年度「愛顔感動ものがたり魅力発信強化事業」広告掲載要領

令和8年度「愛顔感動ものがたり魅力発信強化事業」広告募集要項
(別紙申込書、契約書を含む。)

令和8年度「愛顔感動ものがたり魅力発信強化事業」広告掲載仕様書

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

(2) 申込方法、申込書提出期限及び提出先

広告の掲載を希望する者は、提出期限までに、別紙「令和8年度『愛顔感動ものがたり魅力発信強化事業』広告掲載申込書」を提出先に提出するものとする。

提出期限：令和8年9月25日(金) 午後5時

提出先：〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県文化振興課
(持参の場合は、県庁第二別館7階までお持ち込みください。)

5. 採用者及び広告枠の決定

前項に規定する申込書の提出があった場合には、掲載要領第2条に基づき、内容を審査する。

6. 契約書の作成

- ・ 前項に基づく採用の決定を受けた場合には、採用者は、県が指定する期日までに別添「契約書」により県と契約を取り交わすものとする。
- ・ 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- ・ 電子契約を希望する場合は、申込書の提出とあわせて、電子メールにて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。(メールアドレス:bunkashinko@pref.ehime.lg.jp)
- ・ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ・ 採用者が指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、県は当該採用の決定を取り消すことができるものとする。

7. その他

- (1) 広告主は、4(1)の「配付資料」に規定する実施要綱その他の文書を熟読し、その内容を遵守しなければならない。
- (2) 本件に要する費用（広告の印刷費用及びその配布にかかる費用を除く。）は、広告主の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。

8. お問い合わせ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県観光スポーツ文化部文化局文化振興課 文化振興グループ

電話：089-947-5480（直通） F A X：089-913-2617

メールアドレス：bunkashinko@pref.ehime.lg.jp